

近江の美知普請

プロジェクト1・2・3

参加者募集中
土木交通部 道路課

滋賀県

みちぶしん
「美知普請」とは、先人の感性から生まれた「美知」と、奉仕の精神である「道普請」を重ね合わせた言葉です。滋賀県では、県と県民やNPO、企業などが協働して道路管理に取り組んでいます。



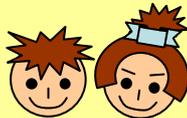
マイロード 登録者制度

道路の穴ぼこなど
を見つけた場合に
連絡をいただく
ボランティア制度



道路愛護 活動事業

自治会などの団体に
道路の植栽管理
や路肩の除草・清
掃などをしていた
だく事業



美知メセナ 制度

地域の企業などに
道路の植栽管理や
清掃などをしてい
ただくボランティア
制度



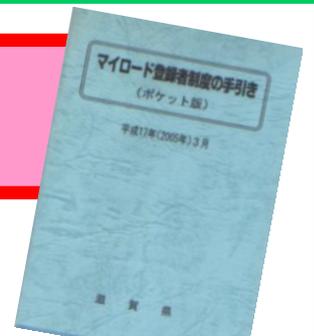
道路愛護活動事業
きぬがさ花と緑の町づくり委員会(東近江市)

美知普請に参加いただける方は、下記の道路計画課までお申し出ください。

- 大津土木事務所(大津市) ☎077(524)2815
- 南部土木事務所(草津市、守山市、栗東市、野洲市) ☎077(567)5440
- 甲賀土木事務所(甲賀市、湖南市) ☎0748(63)6160
- 東近江土木事務所(近江八幡市、東近江市、安土町、日野町、竜王町) ☎0748(22)7736
- 湖東土木事務所(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町) ☎0749(27)2247
- 長浜土木事務所(長浜市、米原市、虎姫町、湖北町) ☎0749(65)6643
- 木之本土木事務所(高月町、木之本町、余呉町、西浅井町) ☎0749(82)3889
- 高島土木事務所(高島市) ☎0740(22)6053



マイロード登録者制度



手引きの配布(A6版)

この制度は、通勤、通学、買い物、営業活動などで通行する個人又は団体に、通行の支障となる道路の穴ぼこや側溝蓋の破損などを見つけた場合、速やかに各地域振興局等まで連絡していただくボランティア制度です。

参加の対象

中学生以上で、概ね週4日以上道路の一定区間を通行し、この制度の趣旨に賛同いただける方。

16歳未満の方は保護者の同意が必要です。

制度の内容

通勤、通学などで通行する県の管理道路の中から、通行の支障となる状態を発見した場合に連絡していただく一定区間を登録します(マイロードの登録)。

登録区間は、余裕をもって視認できる2km程度を目安とします。

マイロード登録区間の起終点には定められたサインボードを設置します。

登録者は通行の支障となる状態を見つけた場合、速やかに各地域振興局等まで連絡していただきます。

活動期間は最低2年を原則とし、継続も可能です。



道路愛護活動事業

—道路植栽施設管理・路肩除草委託—

この事業は、県が管理する道路の植栽施設や路肩の維持管理をするにあたり、地域の団体などに委託して道路の植栽管理や路肩の除草をお願いする事業です。

参加の対象

10人以上の地域住民で組織された自治会、PTA、老人会などの団体。

事業の内容

植栽管理

植栽施設やその周辺の除草、植栽樹木の剪定整枝や施肥など。

樹木が植えられていない場合は、花の植えつけや灌水および施肥など。

植栽施設やその周辺のゴミの除去および清掃。

路肩除草

路肩の除草やその周辺のゴミの除去および清掃。

路肩の除草について、地元住民と市町長の了解がある場合には刈り倒しでもよいですが、刈草は集草するなど車道等に飛散しないよう対策を講じて下さい。



美知メセナ制度

近江の美知普請 

美知メセナ

活動延長 M

この区間は、私達が除草や樹木の剪定、施肥、清掃などのボランティア活動を行っています。

活動団体名

地域振興局建設管理部

TEL - -

サインボードの設置

この制度は、「万葉集」で「みち」を表現した「美知」と、フランス語で企業による社会貢献を表す「メセナ」とをあわせて「美知メセナ」と名付けた、企業の方々に道路愛護活動をしていただくボランティア制度です。

参加の対象

県の管理道路の近傍にあり、この制度の趣旨に賛同していただける会社や事務所。

制度の内容

県の管理道路の植栽およびその周辺で区間を定めて活動していただきます。月一回以上、植栽内の除草や施肥、剪定および周辺の清掃活動など。

活動期間は最低2年を原則とし、継続も可能です。